

佐賀県規則第13号

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県ヨットハーバー条例施行規則（平成24年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休場日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちヨットハーバーの休場日は、<u>12月29日から翌年の1月3日までを除き、設けないものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうちヨットハーバーの開場時間は、<u>次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間以上とする。</u></p> <p>(1) <u>1月1日から4月30日まで及び9月1日から12月31日まで午前8時30分から午後6時30分までを含む10時間</u></p> <p>(2) <u>5月1日から8月31日まで 午前8時30分から午後8時までを含む11時間30分</u></p>	<p>(休場日)</p> <p>第4条 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうちヨットハーバーの休場日は、<u>次に掲げる日とする。</u></p> <p>(1) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる日のほか、1週間につき1日を限度として定める日</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定により臨時に休場するときは、知事に協議しなければならない。</u></p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 管理の基準のうちヨットハーバーの開場時間は、<u>午前9時から午後6時までを含む9時間以上とする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開場時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、前項の規定により臨時に開場時間を変更するときは、知事に協議しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。